

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月11日
【報告者の氏名又は名称】	東京急行電鉄株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03)3477-6168
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計部 主計課長 小田 克
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	東京急行電鉄株式会社 (東京都渋谷区南平台町5番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、東京急行電鉄株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社東急レクリエーションをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社東急レクリエーション

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成28年2月12日(金曜日)から平成28年3月10日(木曜日)まで(20営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

応募株券等の総数(5,869,534株)が買付予定数の上限(5,255,000株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成28年3月11日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,869,534(株)	5,255,000(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	5,869,534	5,255,000
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	13,001
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	346
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年6月30日現在)(個)(g)	29,106
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$)(%)	41.79

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。議決権の数346個の内訳は、当社の子会社である株式会社東急ストアが所有する対象者株式174,000株に係る議決権の数174個、株式会社東急エージェンシーが所有する対象者株式133,441株に係る議決権の数133個及び東急ファシリティサービス株式会社が所有する対象者株式39,065株に係る議決権の数39個となります。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年6月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成27年11月13日に提出した第83期第3四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としており、また、対象者が所有する自己株式2,619,236株については、当社を引受先とする第三者割当てにより処分することが予定されているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成28年2月10日に公表した「平成27年12月期決算短信[日本基準](連結)」に記載された平成27年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(31,937,474株)に係る議決権の数31,937個を分母として計算しております。

(注3) 対象者が平成28年2月10日付で提出した有価証券届出書によれば、対象者は同日開催の取締役会において、払込期日を平成28年3月17日、引受先を当社とする第三者割当てによる対象者自己株式の処分(普通株式2,619,236株(所有割合8.20%、処分価格は1株当たり金850円、総額2,226,350,600円)。以下「本自己株式処分」といいます。)の実施を決議しているところ、当社は、本自己株式処分に係る対象者の自己株式の総数を引き受けることを予定しております。本自己株式処分が実施された場合に関しては、「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年6月30日現在)(個)(g)」を上記(注2)において計算した通り31,937個とし、また、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としておりましたが、当社の子会社である株式会社東急ストア、株式会社東急エージェンシー、東急ファシリティサービス株式会社、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社は、その所有する対象者株式381,552株につき本公開買付けに応募しませんでしたので、買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数を「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」(13,001個)に、当社が引き受ける予定の本自己株式処分に係る株式の議決権の数2,619個と株式会社東急ストア、株式会社東急エージェンシー、東急ファシリティサービス株式会社、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社が所有する対象者株式381,552株に係る議決権の数380個を加えた16,000個として計算すると、「買付け等後における株券等所有割合」は50.10%となります。なお、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社の3社は、小規模所有者に該当するものの当社の子会社であることから、当社が間接所有しているものとして、3社が所有する対象者株式35,046株に係る議決権の数34個を分子に加算した上で、「買付け等後における株券等所有割合」を計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ．計算方法

応募株券等の総数(5,869,534株)が買付予定数の上限(5,255,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとしました。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

ロ．計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主からの買付け等をする株券等の数の合計は5,255,000株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	5,255.000	(A)
応募株券等に係る議決権の数	5,869.534	(B)
あん分比率	0.89530105797...	(A) / (B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数(株)	1 単元未満の 株式数を 四捨五入(株)	(3)により 切上げられた 単元未満 株式数(株)	買付株式数 の増減(株)	最終買付 株式数(株)	応募株主に 返還する 株式数(株)	件数
1	1,491,000	1,334,893.88	1,335,000	106.12		1,335,000	156,000	1
2	649,992	581,938.53	582,000	61.47		582,000	67,992	1
3	635,000	568,516.17	569,000	483.83	-1,000	568,000	67,000	1
4	411,000	367,968.73	368,000	31.27		368,000	43,000	1
5	386,400	345,944.33	346,000	55.67		346,000	40,400	1
6	341,857	306,064.93	306,000	-64.93		306,000	35,857	1
7	266,379	238,489.40	238,000	-489.40		238,000	28,379	1
8	200,000	179,060.21	179,000	-60.21		179,000	21,000	1
9	164,287	147,086.32	147,000	-86.32		147,000	17,287	1
10	136,201	121,940.90	122,000	59.10		122,000	14,201	1
11	115,000	102,959.62	103,000	40.38		103,000	12,000	1
12	100,000	89,530.11	90,000	469.89	-1,000	89,000	11,000	1
13	88,000	78,786.49	79,000	213.51	-1,000	78,000	10,000	1
14	60,000	53,718.06	54,000	281.94	-1,000	53,000	7,000	1
15	40,000	35,812.04	36,000	187.96		36,000	4,000	1
16	39,510	35,373.34	35,000	-373.34		35,000	4,510	1
17	38,000	34,021.44	34,000	-21.44		34,000	4,000	1
18	35,000	31,335.54	31,000	-335.54		31,000	4,000	1
19	27,000	24,173.13	24,000	-173.13		24,000	3,000	1
20	24,000	21,487.23	21,000	-487.23		21,000	3,000	1
21	20,000	17,906.02	18,000	93.98		18,000	2,000	1
22	18,000	16,115.42	16,000	-115.42		16,000	2,000	2
23	15,000	13,429.52	13,000	-429.52		13,000	2,000	1
24	14,000	12,534.21	13,000	465.79	-1,000	12,000	2,000	3
25	13,000	11,638.91	12,000	361.09	-1,000	11,000	2,000	2
26	12,000	10,743.61	11,000	256.39	-1,000	10,000	2,000	1
27	11,000	9,848.31	10,000	151.69		10,000	1,000	1
28	10,624	9,511.68	10,000	488.32	-1,000	9,000	1,624	1
29	10,000	8,953.01	9,000	46.99		9,000	1,000	1
30	9,000	8,057.71	8,000	-57.71		8,000	1,000	1
31	8,000	7,162.41	7,000	-162.41		7,000	1,000	1
32	7,000	6,267.11	6,000	-267.11		6,000	1,000	1
33	6,000	5,371.81	5,000	-371.81		5,000	1,000	2
34	5,000	4,476.51	4,000	-476.51		4,000	1,000	5
35	4,000	3,581.20	4,000	418.80	-1,000	3,000	1,000	2

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数(株)	1単元未満の 株式数を 四捨五入(株)	(3)により 切上げられた 単元未満 株式数(株)	買付株式数 の増減(株)	最終買付 株式数(株)	応募株主に 返還する 株式数(株)	件数
36	3,000	2,685.90	3,000	314.10	-1,000	2,000	1,000	8
37	2,802	2,508.63	3,000	491.37	-802	2,000	802	1
38	2,000	1,790.60	2,000	209.40	-1,000	1,000	1,000	14
39	2,000	1,790.60	2,000	209.40		2,000	0	6
40	1,533	1,372.50	1,000	-372.50		1,000	533	1
41	1,394	1,248.05	1,000	-248.05		1,000	394	1
42	1,210	1,083.31	1,000	-83.31		1,000	210	1
43	1,100	984.83	1,000	15.17		1,000	100	1
44	1,077	964.24	1,000	35.76		1,000	77	1
45	1,050	940.07	1,000	59.93		1,000	50	1
46	1,015	908.73	1,000	91.27		1,000	15	1
47	1,013	906.94	1,000	93.06		1,000	13	1
48	1,012	906.04	1,000	93.96		1,000	12	2
49	1,011	905.15	1,000	94.85		1,000	11	1
50	1,010	904.25	1,000	95.75		1,000	10	1
51	1,006	900.67	1,000	99.33		1,000	6	1
52	1,005	899.78	1,000	100.22		1,000	5	7
53	1,003	897.99	1,000	102.01		1,000	3	12
54	1,002	897.09	1,000	102.91		1,000	2	8
55	1,001	896.20	1,000	103.80		1,000	1	13
56	1,000	895.30	1,000	104.70		1,000	0	247
57	625	559.56	1,000	440.44	-625	0	625	1
58	214	191.59	0	-191.59		0	214	1
59	50	44.77	0	-44.77		0	50	2

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。